

サポセン富山たより

第5号

令和2年9月発行

富山市保護司会更生保護サポートセンター

電話：076-461-4706 FAX：076-461-4707 メール：saposentoyama@gmail.com

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、私たち保護司の活動も影響を受けて、中止や変更、活動制限等、余儀なくされています。収束を見通すことが困難な状況ですが、心と体の健康を保って活動したいものです。

毎号お知らせしているように、当サポートセンターでは、本たよりの発行及びホームページの編集、対応マニュアルの作成、相談業務等を行っています。また、月曜日から金曜日まで、事務局または企画調整保護司が、10時から16時まで常駐しています。気軽にご利用ください。



第70回 “社会を明るくする運動”



【伝達式の様子】

ホゴちゃんも来てくれました。

7月1日(水)、市役所において、「社会を明るくする運動」に関するメッセージの伝達式が行われました。内閣総理大臣からのメッセージは富山市保護司会の岩井会長が、富山県知事からのメッセージは杉田副会長が、それぞれ、今本副市長に伝達しました。

今年度は、残念ながら街頭広報活動を控えることになりましたが、今後も「社会を明るくする運動」の社会的意義が理解されて、安全・安心な社会の構築につながることを願っています。

地域別定例研修会について

8月21日～28日の期間に、第1・2期地域別定例研修会が、各会場で、新型コロナウイルス感染予防に十分配慮して行われました。



【受付の様子】

研修会の中止について

本年10月1日以降、開催予定の地域別定例研修は、原則中止となりました。

〈新任保護司研修会・中止〉

9月5日(土)に開催を予定していた新任保護司研修会は、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、開催が中止となりました。



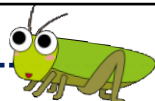
訃報

北部支部 元企画調整保護司 小杉真也さんが8月にご逝去されました。

謹んでお悔やみ申し上げます。



お知らせ



- ◆ 保護司の再任時の上限年齢の特例規定(特例再任保護司)が新設され、令和3年4月1日から施行されることになりました。富山保護観察所からの資料(令和2年6月3日付)の一部を裏面に掲載しましたので、ご参照ください。(7月2日開催理事会資料より抜粋)

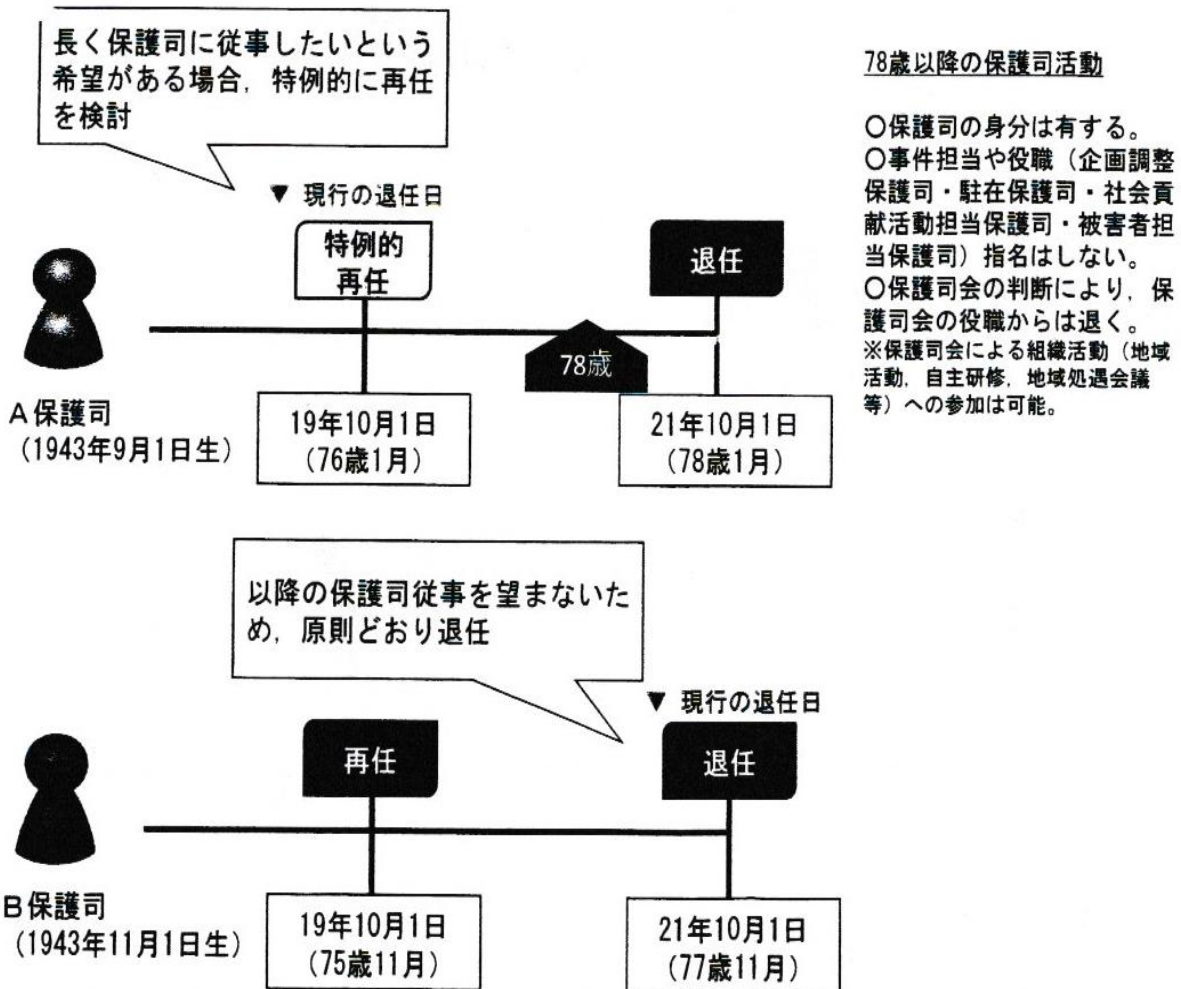
再任の上限年齢に係る特例規定の新設について

【ねらい】

長く保護司を続けたいという意欲が強いにもかかわらず、誕生日と委嘱日との関係で、同年代の他の保護司よりも早く辞めざるを得ない現状を解消し、その意欲がある場合には、等しく78歳に達するまで保護司活動を続けることができる仕組み。

【概要】

- 再任の上限年齢は76歳未満を原則とする。
- それ以降も保護司を続けたい場合は、この仕組みによる再任の意向を確認した上で、特例的に、現行の最高従事年齢である77歳11月まで（78歳になる前日まで）、従前どおり従事できる。
- 78歳に達した以降は、保護司の身分は有するが、保護観察所から保護司活動に関する個別の依頼等（事件担当の依頼、企画調整保護司や駐在保護司の指名等）はしない。
- 78歳に達した以降の再任はしない。



【留意点】

- 76歳を超える再任日（現行の退任日）の際に、継続の意向を確認する。
- 特例的再任の際に、78歳以降は個別の活動依頼をしないことを事前告知する（78歳時に特段の告知はしない）。
- 相当の準備・周知期間を確保するため、令和3年4月1日から施行。